

(特別永住者を除く外国籍の方すべてに作成いただいております)

外国人の受講申請書付属書

岡崎鉄工会協同組合では、厚生労働省の通達に基づき、外国人の技能講習については、次の通り日本語の理解力を十分有する方についてのみ受講を受け入れます。従いまして、申請の外国人受講生が日本語の理解力を十分有する者であることについて、本紙4欄に証明してください。

記

1. 日本語の理解力

日常生活に必要な日本語の理解力を有するほか、フォークリフト運転業務、クレーン運転業務、玉掛け作業についての専門的、技術的な事項に関する日本語の理解力を十分有している者であること。

2. 口述試験について

学科試験については、漢字を読むことが出来ない人のため、問題を日本語で読み上げ、受講者に解答させる方法もあります。

但し、問題文の説明はいたしません。

学科試験の時間は規定と同じです。

3. 受付後においても、上記1. に示す日本語の理解力が十分でないと判断された場合には、受講をお断りすることがありますので、予めご了承ください。

4. 証明欄

下記の外国人申請者は、上記1. に記載された日本語の理解力が十分有する者であることを証明します。

(1) 証明者

事業所名：

住 所：

部 署：

役職名： 氏 名 _____ (印)

(2) 技能講習受講申請者・署名 国 籍：

氏 名： _____ (印)

(3) 口述試験 希望する・希望しない

令和 年 月 日

岡崎鉄工会協同組合
理事長 片岡 勝 殿